

平成24年度第5回江東区外部評価委員会

1 日 時 平成24年7月31日(火)
午後7時00分 開会 午後8時20分 閉会

2 場 所 江東区役所7階第71会議室

3 出席者

(1) 委員

安 念 潤 司	木 村 乃
藤 枝 聡	大 塚 敬

(2) 事務局出席者

経営政策部財政課長	武 田 正 孝
経営政策部計画推進担当課長	奥 村 健 治

(3) 計画の実現に向けて①関係職員

政策経営部長	寺 内 博 英
地域振興部長	鈴 木 信 幸
政策経営部企画課長	長 島 英 明
政策経営部広報広聴課長	菊 地 明 子
総務部総務課長	大 塚 善 彦
地域振興部地域振興課長(区民協働推進担当課長兼務)	伊 東 直 樹
政策経営部企画課企画担当係長	藤 田 京 子
政策経営部広報広聴課広報係長	小 池 一 裕
政策経営部広報広聴課広聴相談係長	有 泉 智 樹
政策経営部広報広聴課情報公開個人情報保護担当係長	佐 藤 久 美 子
地域振興部地域振興課区民協働推進担当係長	本 山 幸 雄
地域振興部地域振興課区民協働推進担当係長	加 藤 章 子

4 傍聴者数 0名

5 会議次第

1. 開会
2. 計画の実現に向けて1 「区民の参画・協働と開かれた区政の実現」ヒアリング
3. その他
4. 閉会

6 配付資料

- ・ 席次表
- ・ 委員名簿
- ・ 関係職員名簿
- ・ 施策評価シート
- ・ 行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート
- ・ 外部評価シート

午後7時00分 開会

○班長 それでは、定刻になりましたので、これより第5回江東区外部評価委員会を開会いたします。

今回の外部評価対象施策は、計画の実現に向けて①区民の参画・協働と開かれた区政の実現です。初めに、お手元の資料の確認をお願いいたします。席上に配付されております会議次第に配付資料の一覧がございます。配付資料をご確認いただき、不足がございましたら事務局職員までお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、ヒアリングに入っておりますが、ここで自己紹介を行いたいと思います。委員及び出席職員は名簿の順番に自己紹介をいたしましょう。まず、失礼ながら私が中央大学の安念と申します。よろしくお願いいたします。

○木村委員 木村です。よろしくお願いいたします。

○藤枝委員 立教大学の藤枝でございます。よろしくお願いいたします。

○大塚委員 大塚といたします。よろしくお願いいたします。

○政策経営部長 政策経営部長の寺内です。

○地域振興部長 地域振興部の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○企画課長 企画課長の長島でございます。よろしくお願いいたします。

○広報広聴課長 広報広聴課長の菊地です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 総務課長の太田と申します。よろしくお願いいたします。

○区民協働推進担当課長 区民協働推進担当課長の伊東です。よろしくお願いいたします。

○企画担当係長 企画課企画担当の藤田です。よろしくお願いいたします。

○広報係長 広報係長、小池でございます。よろしくお願いいたします。

○広聴相談係長 広報広聴課の有泉です。よろしくお願いいたします。

○情報公開個人情報保護担当係長 情報公開個人情報保護担当係長、佐藤です。

○区民協働推進担当係長 地域振興課区民協働推進担当の本山です。よろしくお願いいたします。

○区民協働推進担当係長 同じく区民協働推進担当の加藤です。よろしくお願いいたします。

○班長 どうもありがとうございました。

それでは、計画の実現に向けて①区民の参画・協働と開かれた区政の実現の現状と課題及び今後の方向性について説明をお願いいたします。

○関係職員 それでは、計画の実現に向けての①区民の参画・協働と開かれた区政の実現

についてご説明をさせていただきます。

この施策ですけれども、目指すべき江東区の姿として記載してございますけれども、行政サービスの質の向上を図ること及び行財政運営の一層の透明化を図り、その公正さを保つということを目的といたしまして区、区民、NPO、ボランティア、事業者等が情報を共有し、区民等の主体的な参画・協働が実現されることを目指すというもので、この実現によりまして、施策のタイトルにもなっております開かれた区政を実現しようという施策でございます。この施策の成果指標には、右にございますように、江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合というのを指標として上げてございます。

次に、取り組みのほうのご説明をさせていただきます。この施策の取り組みとしては、2番目にありますように2点ございまして、1点目が区民参画と協働できる環境を充実させること、2点目が積極的な情報提供を進め、区、区民等での情報の共有を図り、透明・公正な行財政運営を図ること、この2つでございます。

まず1点目の協働のほうでございますけれども、これまでの取り組みといたしましては、21年度に庁内に協働推進検討委員会を設置いたしまして、全庁的に協働を推進するための第1歩として、協働に対する区の姿勢を明確にし職員が共通の認識を持つために、江東区における区民協働推進に関する基本的考え方を取りまとめました。こちらは事前に配付させていただいております。また、22年度には地域振興部に区民協働推進担当課長を新設いたしまして組織の強化を図りまして、加えましてボランティア団体、NPO法人等に区と協働で取り組む事業を提案していただく協働事業提案制度をスタートいたしました。また、区の協働推進施策について区民や専門家等の視点も交えて検討を行う江東区区民協働推進会議を立ち上げるなど協働を推進するための体制を整えてまいりました。

行政評価結果への取り組み状況のほうをごらんいただきたいんですけれども、左側の行政評価の結果の欄、22年度、それから23年度とも各事業における協働の可能性を検証し、さらなる協働推進施策の推進に取り組むという評価を受けてございます。これを受けまして、右側になります取り組み状況の②でございまして、23年度から区民、市民活動団体及び区の仲介役として中立的な立場でおのおの活動を支援する中間支援組織の検討を進めるとともに、9月には市民活動団体等による情報発信と区民の地域活動への参加機会を支援するコミュニティ活動支援サイト、ことこみゅネットを開設しております。今後も協働推進中間支援組織の検討、団体の活動の場の拡大、職員の意識改革及び地域における協働意識の醸成を図っていくとともに、江東区区民協働推進会議において専門家、区民

等の視点を取り入れながら協働推進施策の検討を行ってまいります。

次に、2番目の積極的な情報提供・共有と透明・公正な行財政運営についてでございます。区では従前から、区民からの要望の多い行政情報につきましては2階の情報公開コーナーにおいて情報提供を行ってまいりましたけれども、請求によることのない情報開示、つまり職員の意識改革を進めることによる現場の窓口での情報開示等の拡大にも取り組むなど積極的な情報提供に取り組んでまいりましたが、東日本大震災を契機に、特に災害時に迅速かつ信頼できる情報提供が行われる体制の構築が強く求められ、情報提供のあり方についての再検討が必要となったところでございます。これは行政評価結果としても上げられておりまして、取り組みの状況のほうの23年度の1つ目、そこにその評価を記載してございます。

これにつきましては、右側の取り組み状況①に記載してございますけれども、区報及びホームページについて震災時にも継続して情報提供できる体制の構築を図るとともに、江東区防災関連ツイッターの運営を開始するなどの取り組みを行ってございます。

また、このほかの行政評価として、左側、22年度の評価の3点目、それから23年度の評価の4点目で、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討するという評価をいただきまして、これに対しましては、右側④のほうでございますけれども、区報発行事業、CATV放送番組制作事業、区政モニター事業、ホームページ運営事業等の見直しによりまして改善を図ったところでございます。このように情報提供に関する取り組みにつきましては既存事業の見直しや新たな取り組みを進めておりますけれども、今後も引き続き、年齢、ライフスタイル、情報機器の有無にかかわらず区民に必要な情報が伝わる仕組みづくりを検討してまいります。

また、左側にまた戻りますけれども、22年度の評価の2つ目及び23年度の評価の3つ目に行政評価システムの着実な実施・活用を図るとの評価がございまして。公正、透明な行財政運営を推進するためには、区が持つ情報をオープンにするだけでなく、外部の目を積極的に行政内部に持ち込むことも行政運営の透明性を高めるために大切なこととございまして、この外部評価委員会もまさにこうした取り組みの一つであります。この点につきましても、右側取り組み状況③に記載しておりますとおり、着実に今後とも取り組みを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○班長　　どうもありがとうございました。

それでは、計画の実現に向けて①について質疑を行います。どうぞ、どなたからでも結構です。どなたからどんな問題でも。

○委員 幾つかお伺いしますので、1つ1つ端的にお答えいただければ結構です。請求によらない情報提供というのはとても姿勢として評価し得ると思いますが、順次何を公表していくのかというそのプログラムというか、例えば、知らせるべきことを聞かれるまでもなく知らせるとするのは、それは当然の広報としておやりになっていらっしゃると思うんですけども、例えば庁議の議事録であるとか、予算編成の経過状況であるとか、あるいは個別の補助金の交付要綱とか、従来庁内事務の範囲だけでとどめてきた情報にこそかなり濃い情報が入っていると。もちろん秘匿すべきところは秘匿すべきということはあっていると思いますけれども、そういう請求されなくても公表するよというのは、あえてそういう言い方をする必要はなくて、おそらく、普通はあまり公表しないというものを公表していくというところに意味があると思うんですけども、そこら辺は順次どれをどういう順番で公表していこうかと。そのためにどういう準備を進めていこうかと、その辺の計画的な取り組みの状況があれば教えてください。

○関係職員 特に計画を持ってやっていくというふうには取り組んではいないのが現状でございます。今公表できるものを公表していくという姿勢ではございますけれども、今、委員がおっしゃったような庁内事務にわたる部分、まずは議事録自体がないところのものですよね。それを公表していくんだという姿勢を示した上でそのために議事録を作成していくという作業は必要かとは思いますが、今の段階ではそれをやっていくというふうには庁内でのオーソライズはされてはいないところです。

○委員 どこまでやるかは、それは各自治体の判断ということなんですけれども、かなりやるよと言っているところというのは、昔、10年ぐらい前に逗子市が長島市長のころに予算査定を公開するというあまりどうかと思うことをやっていたりとか、今年予算編成のときに、予算編成方針、予算編成要領を公開した後に、まず第1次要求がどう出たかということも公表し、査定によってどういうふうにならったかということも公表し、さらに市長ヒアリングによってどうなったかということもプロセスのところですと公表するというをやったりしていたんです。なので、請求によらないということをあえて言うということは、そういうことにまで踏み込んでやっていくということのように感じますので、それをやっていくのは結構困難が伴うので、やっぱり計画しないとできないかなと思ってお聞きしました。

2つ目ですけれども、中間支援組織の検討の経過をもう少し教えていただけますか。

○関係職員 中間支援組織につきましては、協働推進をするための環境整備の一つの取り組みといたしまして昨年度から今年にかけて2カ年の計画で実施してきてございます。昨年は、庁内の検討メンバーにNPO団体の区民なども含めまして、あくまでも庁内検討組織という位置づけの中で中間支援組織をつくるべきかどうかという基本的な議論をしていただきまして、ご報告受けたところ、市民活動支援センターという仮称名で、江東区にはぜひ設置が必要であるという結論を得たところでございます。こちらに盛り込むべき機能というのでも幾つかご議論いただきまして、相談機能ですとか、何点かご報告いただいたわけでございますけれども、そういった部分を踏まえて、今年度さらにこの中間支援組織について、江東区と、行政と、それから区内の社会福祉協議会というのがございますが、こちらの中にあるボランティアセンター、こういった団体とどういったすみ分けで中間支援組織があるべきなのかといったさらに深掘りしたご検討をお願いしているということでございます。今年度につきましては、区民の公募委員も含めまして、昨年のような内部組織という位置づけではなくて、区民の公募委員も含めた形の検討会議を別途新たに設置いたしまして検討しているところでございます。本年度中に検討して、議会にも報告していきたいと考えてございます。

○委員 設立主体はだれかということとはともかくとして、何がしかにかくつくるんだということについての結論は、今年度出ると。

○関係職員 そうですね。

○委員 わかりました。それから、あと2つだけにしておきますけれども、ちょっと会議が始まる前にお話ししていたんですが、江東区は人口40万人のまちで、出張所がこの本庁エリアを含めて9つあるけれども、それらは企画機能を持つものではないというお話を確認させていただいたんですが、効率性の議論はちょっとおいといて、40万人のまちで一括統治するって結構厳しいような気がします、参加とか協働ということから言えば。これを、9つとは言いませんが、4つか5つでもいいんですが、ブロック単位で近隣政府的な機能を装備していこうというような議論は庁内にないのでしょうか。

○関係職員 いわゆる大出張所制といいますか、世田谷なんかはそういうような形でやっていますけれども、現時点ではその議論はないです、庁内には。

○委員 議論がない理由はありますか。あえてないというか、たまたまないのでしょうか。

○関係職員 多分場所によってはおそらくそういう要望をしている方はいらっしゃると思

います。特に豊洲のほうの南部地区は、この区役所に来るのはやっぱりちょっと不便ですから、そういった意味から言えば豊洲出張所にもっと機能を増やしてくれというようなご要望はあると思うんです。ただ、豊洲だけやるわけにもいかないし、やるとすれば各地区ということに。

○委員　そうですね。それは人事制度からしてかなり根本的な改変になりますよね。

○関係職員　そうです、組織的にも人事的にも。結局そうやると組織的にやっぱり大きくならざるを得ないと思うんです、役所そのものも人員も含めて。だから、その議論から始めなければいけないとするとなかなかちょっと難しいのかなと。

○委員　質問の仕方を変えますと、これはご見解で結構なんですけれども、40万人というまちで、役所が1つで区民の参画と協働と開かれた区政は実現できると思われませんか。

○関係職員　それはやり方次第でできると思いますけれども。

○委員　最後に1つ。江東区協働事業提案制度ってありますけれども、これは提案されたものに予算をつけて実施するといったような仕組みであるかどうかを教えてください。

○関係職員　おっしゃるとおりでございます。2パターンございまして、区民から自由に地域課題と思われる課題について提案していただきまして、書類審査、プレゼンテーションを経た後予算づけしていくというものが1つと、それから、区側のほうも、協働を活用してぜひ区だけでは解決できない問題を協働して解決していこうということで区側から課題を提案するものということで、二通りございます。

○委員　わかりました。

○班長　ほかにどうぞ。

○委員　幾つかちょっと関連する質問もあるんですが、4点ほど質問させていただきます。1つは、多分参画・協働を推進していくエンジンになる仕組みを幾つかつくられていっているという段階だと理解をしているんですが、その一番大もとになる、先ほどご説明あった基本的な考え方というのを、22年3月に取りまとめられたところでいらっしゃるんですけども、これは具体的に庁内ではどういう形で浸透を図られているのかというのを教えていただければというのがまず1点目です。

○班長　では1つずついきましょう。

○関係職員　こちらについては、課長会を通じて庁内に配付すると同時に、インターネットでもダウンロードすることができますので、職員のみならず区民の方も読むことができるという形になってございます。それから、新人職員、それからほかの区からの転入職員

に向けては、新人研修、転入研修とございますけれども、こういった中で、時間が限られていますのですべて触れることはできませんが、ご案内して読んでいただくというような形で研修をやってございます。そのほか、今年については、新しく係長になられる方、こういった方を想定して研修をやっていると。こういった中で浸透を図っていくということを考えてございます。

○委員　それで、すみません、以前拝読して、十分理解ができているかどうかちょっと定かなくて恐縮なのですが、その研修などをやられる際に、具体的に江東区さんとしてはどの部分を協働したいのかという考え方のポイントというのはどういう形でお伝えになられているのかということ。もう少し具体的に言うと、例えば施策分野であったり、あるいは施策のプロセス、PDCAの各フェーズが多分あると思うんですけども、それぞれに江東区さんとしてこういった施策分野で、あるいは政策プロセスのまずこのあたりでというようなところについて何か研修の中で少し強調されたりするようなことがあるのかどうか、そのあたりを教えていただければと思います。

○関係職員　特に強調する部分というのはございません。基本的に説明としては、区が本来やらなければいけないような点、これについては区でも今後とも、協働が進もうが何しようがやっていなければいけない事業というのはあると。例えば住民票の発行ですとか戸籍の管理、そういうことですね。それ以外に、区が、現在区の課題として取り組んでいるんですけども、民意、要は市民団体等の専門性ですとか、あるいは柔軟な発想だとか、そういったものを活用したほうがよりよい行政サービスが踏まえられるもの、そういったものがまず1つ、エリアとして考えられます。それからもう一つは、区の行政課題ではないんですけども、そのすぐ周辺にあって、区の行政課題と密接に関連しているけれども区が手を出せない範囲といったものについて民意を活用していったほうがいだろう、そういったことについて協働提案制度を中心にやっていったほうがいいと、そういうような説明をさせていただきます。

○委員　なるほど、わかりました。今おっしゃっていただいたとおりで、おそらく、例えば施策分野によってより深くやりやすいものもあれば、もう少しきっちり時間をかけて考え方を整理するようなものも多分あると思っていて、その中でおそらくさっきの提案制度の区側からの提案という部分に連動して、区の協働の部分の特色というのが多分出てくるんだと思うんですけども、ちょっとそういった意識があったものですから質問させていただいて、今は理解いたしました。

それから2点目が、これもご説明の中にあっただけですけれども、22年度に新設した江東区区民協働推進会議、この体制と具体的な役割、権限といいますか、これについてご説明いただければと思います。

○**関係職員** 庁内には区民協働推進検討委員会というのを設けているんですけれども、これはあくまでも庁内の中での協働推進を浸透させる、推進するための組織ということで、これに対応する形で協働推進会議というのを設けてございます。学識経験者、それから中間支援組織を運営する団体、あるいは区民公募委員、市民団体、こういった方が入られて組織をしております。ここでは主に区民協働提案制度で応募があったものを1次審査、2次審査いただいて、公開プレゼンテーションをやるということを中心に取り組んでいるところでございます。

○**委員** 逆にそれが主な役割ということになりますか。

○**関係職員** 現時点では主な役割になります。

○**委員** 理解しました。それから3点目が、先ほど委員からもご質問があった協働事業提案制度についてなんですけれども、先ほどご説明があった自由に区民の方から提案していただくものと、ある種区側のイニシアチブで、この分野について協働できないかと提案を募るというお話だったと思うんですが、後者のほうについてはどういう形でテーマ設定をして区民に対して働きかけをなさっているのかというところを教えてくださいませんか。

○**関係職員** 区側の課題提案ということですか。

○**委員** はい。

○**関係職員** 毎年5月、春先に、この区民協働提案制度を実施するに当たりまして、区側のほうから出す課題ということで庁内に募集をかけまして、そこで上がってきたものを出してございます。ここ数年毎年大体1課題ほど出てきてございます。平成22年からこの提案制度を実施してございますけれども、22年ではシニア世代の地域活動後押し事業ということで、退職をされた方が地域の中にいらっしゃるんですけれども、そういう人たちの能力をいかに福祉の分野に活用していくかというような提案事業をしてもらいたいということで1事業、それから23年度は、区内に日本語が話せない児童生徒さんがいらっしゃいます。そうした児童・生徒さん向けに日本語指導サポート事業というのを区でやっているんですけれども、こういったものを協働でうまくさらによりよくできないかということで提案しております。こういった形で区の事業を毎年1事業ずつ提案させていただいている

というところでございます。

○委員　ちなみに、庁内で公募をかけてというお話だったんですが、どれぐらいの件数が上がってくるものなのでしょうか。

○関係職員　市民団体からの自由提案につきましては、初年度目が11提案、2年度目が6提案、3年度目が6提案ということで上がってきていますけれども、区側から提案した提案事業については残念ながら1件も、今まで3年間やってきていますけれども、手が挙がっていないという状況でございます。

○委員　わかりました。ありがとうございます。最後に、ちょっと広報系の話、区政モニター事業についてなんですけれども、これは過去2年間の評価結果を踏まえてやり方を見直されたというご説明だったと思うんですが、多分これはモニターになられる候補者の方を無作為抽出ということで、かなり範囲を広げて、偏らないようにということと、アンケートのテーマを1つにして重点化されたという変更だと思うんですが、どういう問題意識に基づいてこういうふうに変更されたのかということと、そのことによって区政モニター事業というものをどうさらに活用、活性化しようとしているのかという、この見直しの意義というあたりを少し補足してご説明いただければと思うんですが。

○関係職員　区政モニターは、こちらからのテーマに沿ってどうお考えになっているのかというところを吸い上げたいというところでやっていたんですけれども、だんだんと固定化してきてしまっておりました。今までは募集をかけて応募していただいて、その方々にお願いをしていたんですけれども、どうも固定化してしまう。連続でなくても以前モニターをやった方が再度モニターとなるというようなケースがだんだんと増えてきておりましたので、その辺をまず払拭したいというか、今まで声を出していない新たな方の声も聞きたいというところで無作為抽出にさせていただきました。また、アンケートを、今までは細かいテーマで年に4回ほどやってきたわけですが、今回は、ちょっと実験的なところではあるんですが、1つのテーマについて3回に分けてちょっと掘り下げた、例えば1回目のアンケートの結果を踏まえたさらなる追求をしたり、1回目に投げかけたことについて、その後の何か月かを経た後のさらなる反応をみるような、そういうところを何かできればというところで、今年度は、ちょっと実験的なところではあるんですけれども、やってまいりました。

固定化した意見ではなくて、もう少しそうじゃないところで吸い上げた結果なんだということ踏まえた上で行政に生かせたらというところでございます。

- 委員　　ちょっとすみません、追加で1点なんですけれども、実験的におっしゃられましたけれども、その吸い上げた結果等については具体的にどうその情報を活用されるのでしょうか。
- 関係職員　　行政の中に、行政事業の中に生かしていきたいと思っております。
- 委員　　そのテーマに該当する事業、あるいは所管部署さんにその結果等を情報として流すということになりますか。
- 関係職員　　はい。
- 委員　　わかりました。ありがとうございます。以上です。
- 委員　　4つ、5つあるんですけれども、まず簡単なところから。128番の指標の区の協働事業の数という、この中身なんですけれども、どの段階で区民が参画されているタイプのもをカウントされているのか。要するに、計画、プランニングの段階で主体的に意見が言えるというレベルも含めてカウントされての125なのか。それとも、基本的に要するにドゥーの部分というか、実践の部分に参画するなり協働なりしているというののカウントなのか。いろいろなケースも含めて全部まとめてということであるとするとその内訳はどんなかという点、そのあたりはいかがでしょう。
- 関係職員　　現在、23年度で125ということなんですけれども、まず、協賛といいますか、一緒に協働してやっているといったものが13事業でございます。
- 委員　　一、二の例でいいですから厳密に言っていただきたい。例えばこういうものがありますと。
- 関係職員　　例えば、男女共同参画フォーラムですとか実力アップ支援セミナーですとか、あるいは体育大会、こういったものは企画の段階からということです。
- 委員　　体育大会というのは区民がプレーヤーとして参加できるようなイベントで、その企画をやる、そういうこと。
- 関係職員　　はい、そうです。そういうものです。
- 委員　　わかりました。ありがとうございます。
- 関係職員　　それから、実行委員会とか協議会形式でやっているといったものが12事業ございます。ですので、先ほどおっしゃられました参画の段階から入っているとといったものがこの2つになると思いますので25事業ということになります。それ以外、ドゥーでやっているものについて、事業協力あるいは事業委託ということでやっているものが79事業ほどございます。それから、区が、もうちょっと一歩引いて協賛みたいな形で、補助をする

というような形でやっているのが14事業、それから、情報提供みたいな形でやっているのが5事業、後援みたいな形でやっているのが2事業ということになりますので、区が、ドゥーではないんですけども、一步引いてやっているようなものが21事業ということになります。

○委員 すみません、委託……。

○関係職員 でやっているものが51事業、それから事業協力でやっているものが28事業ということであわせて79事業。

○委員 ここが一番大きいということですね。

○関係職員 はい。ドゥーでやっているものが一番大きいと。

○委員 何か地元のNPOにこの特定の仕事を任せるとか、例えばそういうものでしょうか。

○関係職員 大きなものが、指定管理者制度を入れているものがありまして、例えば、コミュニティ財団ですとか区が設立している財団法人がございますけれども、こういったところに施設の管理運営をお願いしていますが、基本的には区が運営する以上に、財団が持っている専門的な能力ですとか、あるいはフレキシブルな勤務体制、こういった中で事業を展開しているといったものがございます。こういったものがメインとしては多いのかなと思います。

○委員 そうすると、この125の中には指定管理者に係る事業もカウントされているんですか。

○関係職員 はい、カウントしてございます。

○委員 どうしてそれが市民参画・協働になるのか。

○関係職員 市民協働といいますか、指定管理の中で特に公的な団体を使っているものをカウントしています。単純に民間事業者というのではなくて、そういったものも入れているということです。

○委員 そうですか。まあまあ定義論で。どうもすみません。

○委員 それで、関連するんですけども、今おっしゃられた、要はここでの125というか協働の定義というのは、委託も含めて、担い手の側が要は営利事業者でなく区民等の団体であればそれは協働であるということですね。

○関係職員 はい、そういう解釈です。

○委員 新しい公共という考え方からするとそれ自体は全くそのとおりで結構なんです、

その際の担い手の側の実績の評価みたいな仕組みというのはどのようになっていらっしゃるのか。

○関係職員 これは、現在のところ、協働という評価というのは行っていないという現状にあります。

○委員 それはそれでももちろん結構です。委託という形でやられているということは、要は区が責任を持ってやるべき事業をむしろそういう地元の人たちにやってもらったほうがきめ細かいことができそうだとか、そういう観点で協働の形に付すわけなんですね。それ自体は全然、正しいことなんですけれども、ただ、それがちゃんと企図した成果が出たかどうかのチェックは必要だろうと思うわけです。そのチェックの仕組みというのがどんなふうになっているのかを教えてください。

○関係職員 これは事業それぞれいろいろなやり方をしていたり、やっていなかったりという部分はあるかと思うんですけれども、例えば指定管理の部分については、次の委託先を考えると委託機関の評価を各所管で行っていただいてそれを公表するというような形での評価はやってございます。すべての事業でやっているかどうかはちょっと把握はしていないんですけれども、一部事業については評価をしてございますし、そういった評価、はっきりとした評価を制度的にやっているかどうか確認ができないと言ったほうが正確かもしれませんけれども、そういった事業も混在しているということです。

○委員 端的に代表的なものとして協働事業提案制度で採択をされた区民側の提案した事業というのは実績評価されているんですか。

○関係職員 一応3カ年で回していく形になってございまして、つまり、提案があった年、それから提案を予算化した年、それからそれが終わった後の評価ということで、この協働提案事業については、プラン・ドゥー・シーという評価のルールに乗せてやってございます。まさに平成22年度からこの提案制度を取り入れてございましてけれども、22年度に行った事業については、先ほど申し上げました区民協働推進会議の中でこれから評価をかけるという段階になってございます。

○委員 推進会議のメンバーが評価をするんですね。

○関係職員 はい。

○委員 ですから、区が評価するんじゃなくて、推進会議のほうにその評価を依頼していると。

○関係職員 はい。ただ、ここで挙げた125の事業全部が推進会議にかかるというシステム

にはなっていないということです。

○委員　あと3点目、これも関連することなんですけれども、そういう委託等、要するに担い手として期待するという部分も含めての協働であるとする、担い手の育成という部分ではどんなことに取り組まれているか。事業を拝見する限り、この1のほうの施策では今のところ区政モニターしか事業としては上がってなくて、コミュニティー関連の、町会とか自治会の育成は別途中の施策のほうにあると思いますけれども、担い手のすべてが町会、自治会というわけではもちろんないということですので、そのあたりのお取り組みとしてどのようなことをされているのでしょうか。

○関係職員　1つは、市民団体、活動団体の交流の場ということで連絡会みたいな形の、団体連絡会ということで情報交換の場を設けてございます。それから、研修と言うとちょっと大げさですけども、セミナーというような形で、スキルアップを図るようなメニューを組んで実施してございます。それから、先ほどのことこみゅネットというのを新たに立ち上げましたけれども、こういった情報提供というような形での事業もしてございます。大まかに言いますとこういった団体連絡会、それからセミナーの実施、それから情報の提供と、こういった形で行ってございます。

○委員　このあたりが事業に出ていないのは、予算をかけない事業なのか、あるいはほかの施策の事業の中に存在しているのか、どちらなのでしょう。

○関係職員　予算的には、お手元の事業概要の一覧になりますけれども、これの、17の施策というのがちょうど上から25枚目ぐらいにあるんですけども……。

○委員　いずれにしても、分野のほうにあるんだということであればそれで結構です。

○関係職員　分野にございます。コミュニティーの活性化という施策の中に予算が計上されていて入ってございます。

○委員　はい、わかりました。すみません、それで、長くて申しわけないですが、コミュニティー絡みでもう一つなんですけれども、先ほど委員からのご質問に対して、提案制度のほうで、区側からの提案に対して残念ながら手が挙がっていないという、その部分についてもう少し具体的にイメージをちゃんとつかみたいんですけども、要は区側で提案を出すテーマというのが見つけられなかったということなのか、区側で区民に提案するテーマは出したんですけども、区民団体のほうでそれをやりましょうという団体があらわれなかったということなのかどちら。後者ですか。

○関係職員　後者のほうでございます。毎年違う提案を3年間提案して提示してきたんで

すけれども、残念ながらそれをやろうという団体があられなかったということでございます。

○委員 その要因分析というか、なぜ手が挙がらなかったのかというのはどのようにお考えでしょうか。

○関係職員 これは分析とまでいかない、私の感覚なんですけれども、おそらく市民団体のほうはどちらかといったらもう既にやりたいことが明確にあるのが彼らでございまして、そこと行政が求める部分というのにおそらくミスマッチが生じているんだと考えてございます。先ほど中間支援組織の検討を今現在やっているというお話をさせていただきましたけれども、中間支援組織の機能の一つに、こういった行政と市民団体の中に入って、間に立ってコーディネートするというものがあると考えてございますので、将来的にはこういったコーディネート機能もあれば場合によってはうまくいく、ミスマッチが回避されるものもあるかもしれませんけれども、今はそういった団体がございませんので、説明会はやってございますけれども、区側が提案した事業については、残念ながらそこに手を挙げるところはないと。単純に自分たちがやりたい部分と行政のメニューがうまくかみ合っていない状況なのかなと考えてございます。

○委員 やれないではなくてやりたくないというほうだと分析されているということですね。

○関係職員 はい、そうです。

○委員 わかりました。最後なんですけれども、ちょっと違う2点目の施策のほうなんですけれども、これは単純に質問です。CATVは情報提供とか共有とか浸透とかそういう観点でどう役に立っているのか。具体的にCATVが特に区報とかと比べてこういう面で非常にすぐれているという、その部分を教えていただきたいんです。

○関係職員 まずは一義的には動画、音声や動画による説明がわかりやすいというところ、それと、区民が画面に出てきますので、そういうところでの区民参加しているんだという実感というのがあります。それと、災害協定を結んでおりますので、何か大きな災害があって、区内の被害が大きいときなどには、対策本部室から生で放送が流れるようになっておりますので、そういうところの役割が大きいかと思えます。

○委員 わかりました。

○関係職員 すみません、先ほどの発言をちょっと訂正させてください。申しわけございません。先ほど、区側の課題提案で応募がなかったと申し上げましたけれども、それは24

年度だけでございます、22年度及び23年度につきましては、提案はありましたけれども、結果的に不採択になっていると。応募してきたんですけども、要は協働推進検討会議の中で、プレゼン、1次審査、2次審査を経たんですが、残念ながら事業化に至らなかったという結果になってございます。

○委員 それは、区が投げかけたテーマで、それに対して我々ならできると言ってきた団体さんの事業計画を見てみたらちょっとできそうもない感じがあったので採択しなかった、そういう流れですね。

○関係職員 はい。その判断は先ほどの学識経験者も入った区民協働推進会議のほうで決定しているということでございます。24年度は応募がなかったということでございます。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○関係職員 すみません、訂正させていただきます。

○委員 やってほしいこととやりたいことというのは、幸福にも一致することはあるかもしれないけれども、それはある意味で偶然ですよ。うまくいけばそうなるし、そうでなければそうでない。しかし、参画・協働というのは言葉は美しいけれども、なかなか難しいですね。難しいというのは、そもそも何のためにそうしなければならないのかというのはなかなか難しいところで、それは住民は一種の主権者なんだから、究極的な意思是住民の意思を尊重して区政が行われるべきだという、そういう建前論に立つのはそれで一つの考えだろうけれども、さはさりながらどうですか。そもそも参加と協働の意欲を持っている人というのは私はそんなにいるわけではないと思うんです、率直に言って。40万人全部それ意欲を持っていたらそれはそれで大変で、それのお守りだけで全庁を挙げてやらなければいけないから、そんなにたくさんいないのは、それはそれでいいんだけど、本区に根っこが生えている人はある程度あるかもしれない。ところが、新しいマンションに住んで、江東区は一種の通過点だと。5年か10年いけばいいという人はそんなに参加意欲があるわけじゃない。問題は、参加意欲、参画・協働の意欲がある人、それは必ずしも新マンション住民かどうかという属性だけじゃないと思うけれども、とにかく意欲のある人とない人はいるわけで、意欲がない人はないで結構ですと。税金さえきちんと納めてくれればそれに対応するサービスはするからそれはそれで結構だと割り切るのか、いやそうではない、もっといわば参加意欲を掘り起こそうと考えるのかでこれは随分違ってきますよね。後者になると、僕は実際にはそこまでやる資源というか手間はかけられないと思うんですけども。だから前者になると思う。ところが前者をやると今度は顔ぶれが決まってき

て、毎年やっていくし、だんだん同じような人で同じようなことをやっていてマンネリ化してくるという問題がある。そうすると今度は何のために参画と協働しなければならないのかという問題になってくると。そろそろそうなるころではなかろうかなという感じはするんですが、どう思っているんでしょう。だんだんやっぱり似たような人が似たようなことを言うようになっていませんか？

○関係職員　さっきの区政モニターの話じゃないですけども、やっぱりそれはそういう傾向にどうしてもなってきますよね。

○委員　何のために、ほんとうに参画と協働ってなければならぬんですか。一つの考え方として、区の財政は、今のところは何とかやっているけれども、そういったって、どこかの公的主体というものも先行きそんなに明るい希望があるわけじゃない。つまり、突然金ももうかる、税収が増えるなんてことはないから、つまり、今までのように区は丁寧なサービスはもうできないんだと。できないから一定の部分については住民のほうでやってもらしかないよというふうにだんだんと仕事を移譲していく一つのプロセスとして参画と協働があるというならこれはこれで一つの考え方、住民にとってはうっとおしい話だけれども、一つの考え方としてあるんですけども、それはどうなんですか。フォーホワット、何のために参画と協働をやっているのか。

○関係職員　コストカットは最終的な目的じゃないと思うんです。一応長期的に結果としてそういうのが実現されるかもしれないけれども、少なくとも短期で見るとは参画・協働というのは時間もコストもかかります。

○委員　うん、コストはかるでしょう、かえって。

○関係職員　かかります。結果として協働することによって区から手が離れていくことでコストは抑えられるんですけども、経過の中では当然かえってコスト高になるし、それは多分目的じゃないと思うんです。ですので、その辺の考え方どうとらえるかという点。

○委員　じゃ何のためにやっている。

○関係職員　結局は、教科書的な話をしちゃえば、はっきり言って今手が回らない部分が出てきたんですね、いろいろな問題があつて。

○委員　それはもちろん。

○関係職員　そういうところを、どういうところがやっていくかというのを進めるために参画と協働があるんだと思っていますけれども、ただ、さきほど言ったように、その効果として即効的にコストが下げられるかどうかというのは、正直言って難しいと思います。

○委員 例えば、自治自治と言っているんだけど、もう昭和40年代以降自治じゃなくなっているでしょう。ほとんど官治状態に入ってきているから、本来やはり自治というのはおのずからおさまることだから、おのずからというのはだれがというと住民なんだから、自治の状態をビジョンとして持って、自治の状態に引き戻していくとか、あるいは引き戻していくという言い方が悪ければ、自治を実現していくとかという、そういうビジョンはないんですか。僕もちょっとしり馬に乗って言うと、さきほどの大出張所制みたいな話も、自治のあり方として近隣政府をどう考えるとかか自治区をどう考えるとかということが参画と協働ということ、フレーズを伴えばおのずと考えられてしかるべきじゃないかなと。もちろんサイズについての認識で、40万でもやりようによるんだよというのは僕もあり得るかなと思いますけれども。

○委員 事業によっては、多分事業の性質によってはそうだろうけれども、それはそんなに僕には多くはないだろうと思うんです。ある程度細分化していかないと。

○委員 そこら辺の自治のビジョンというものをお持ちじゃないのかなと。協働って手法にすぎないので。気になりますよね、そういうこと。

○関係職員 正直言ってそこまで強いビジョン、そういうのは持っていません。

○委員 いや、いいですよ、最初は何のためにやっているのかよくわからなくて。よくわからないけれども、みんなやっているからとりあえずやってみようかというんでやっているうちにその限界も意義もわかってくるということは十分あることで、それはそれでいいと思う。自治体は、政府だから、民間企業のようにとにかく売り上げ伸ばしますとかこの部分はリストラしますと、そういうことはできないわけだから、なぜやっているのかってそんなに明確な目標を掲げられるものじゃないですよ、もともと。いろいろな人がいて、みんな納税者ですから。要するに自分の自社の製品を買ってくれる人だけいい子だというふうにはできないわけだから、それはそれでいいんだけど、手がかかるわりには結局何のためにやっているのかだんだんわからなくなるというのが一番困ります。

○委員 僕は、どこでも同じことを言っているんですけど、今、委員が納税者なんだからとおっしゃいましたが、それは一つ確実にあるんです。主権者と言ってもいいんですけども。主権者であるだけじゃなくて、主権者であるのと受益者であるのと、その協働とかという、そのプレーヤーであるのと、この3つの顔の側面というのはそれぞれ全く違うんです。特に納税者というとらえ方したら、納税者と受益者というのはまるっきり違うわけです。税のシステムというのは、基本的に納めた人は受益者でないと言っているじゃ

ないですか。納めない人が受益者です。

○委員　まあね。所得の再分配しているからね。それはそういうことです。

○委員　だけれども、つまり納税者がそういう金の使い方と納得してくれているからこそサービスができる。

○委員　そのとおり。

○委員　ところが、よくやることは、CSだとかとって、受益者に対して足りていますかとさんざん聞いて、足りていないと言ったらもっと増やそうかって勝手にやるんだけど、出し手に聞かないですよ、出していいですか。そこがつまりニーズにかなっていないんじゃないかなと思うんです。だれにどういう情報を提供すべきなのか、だれにどういう情報を知ってもらう必要があるのかというのがちゃんとその3つぐらいある顔のそれぞれに適応した形で計画的にされていないので、この情報この情報とやるんだけど、例えば区民アンケートやるでしょう。それで、これ満足ですかとか聞いているんですよ。受益者に聞く分にはいいけれども、受益者じゃない人に聞いたってしょうがないですもんね。かといって受益者に聞いたそのままを満たすかどうかは、それは納税者の判断ですよ。

○委員　それは全くそうだ。だって、介護保険一つ考えてみたって、介護保険の受益者は高齢者ですわな、基本的に。費用負担しているのはまだ若い現役の世代でしょう。それ同じことを聞いたって全然しょうがないですわな。特に、今のサービスに満足していますかなんてまだ現役世代の人に聞いたって、何のことかそもそもわかりやしない。一方受益者にとっては、負担が増えない限りはもっとサービスはよくなるほうがいいに決まっているんだから。そういう初めから答えが予想されることを聞いてもしょうがないわけですよ。

だから、例えば参画・協働が市民のニーズを酌み上げることだと。それも一つの目的だと。それは私そうだと思うんです。やっぱり役所の中でだけやったって結局わからないし、今までの事業は絶対減らないということになっちゃうから、それはいいんだけど、だれに向かって何を聞くかというのはやっぱり方法を洗練させなければならぬですよ。そうでないと結局役所的には予算獲得のためのアンケートになってしまう。こう皆さんおっしゃっていますと、財政課に圧力をかける。

○委員　実際僕らは、納得度調査という手法でやってきたんです。あと満足度調査というのをやってきた。満足度調査というのは受益者に聞いているんです。納得度調査というのは納税者に聞いているんです。納税者の立場で必ずお答えくださいというふうにして、受

益者でない人は答えなくて結構ですというふうにはしているんです。納税者にそうやって聞くことによって初めて、やり過ぎじゃないのという答えが出てくるんです。やり過ぎじゃないのと言ってもらわないと下げられないでしょう。片や満足度調査って、満足と言われたら維持しなければいけないし、足りないと言われたら増やさなければいけないから、下げることは絶対できない。

○委員 できない。それはできない。無理。

○関係職員 だからそのために、例えば区の財政なら財政の情報をきちっと出して、当然その中で選択だとか、あるいは何に財源を振り向けていくかという、その判断ためのある程度の情報を区としてきちっと発信していかなくちゃいけない。

○委員 知ってもらわなければいけない。

○関係職員 多分そういう内容になってくるんだと思うんです。そうじゃないとしたら、それこそ陳情合戦で、あれもこれもという形になるわけで、区としては、全部対応できる話だったらいいわけですけども、当然、その中で何に集中的に財源を投入しなくちゃいけないのか、また何に対してもっと受益者負担を上げていかなくちゃいけないのかと、そういうことをやっぱり考えてもらう必要がある。

○委員 多分、今おっしゃったとおりなんです。よくこれ、僕は誤解だと思っているんですけども、我慢してくださいという言い方をついしちゃうでしょう、財政難とかになると。それを受益者に対して言うでしょう。僕に言わせたら、受益者に我慢してくださいなんて絶対言っちゃいけないんです、受益者なんだから。納税者に対して我慢してくださいということも言っちゃいけないんです、納税者なんだから。納税者に対して、あの人たちにこれだけ出していいですかと聞けばいいんです。受益者に対しては、何が欲しいか徹底的に聞いていけばいいんです。別に我慢してもらう筋の話じゃないです。あるものから出すという、それだけですから。だけれども、受益者に対して財政のことを知らせるといって、余計なことをするものだから、我慢してください、こんな状態なのでとつい言っちゃうんですけども、受益者ってもらう側なんだから、別に財政状況なんて知ってもらわなくてもはっきり言って結構なんです、はっきり、理屈で言えば。だって、どこのお店だって、うち経営がやばいからメニュー10円上げさせてもらいますと言わないでしょう。東電ぐらいですよ、うちやばいから値上げさせてと言っているのは。普通の会社はそんなことない。

○委員 やっぱりこれは、参画と協働、情報公開もそうだけれども、差し当たって、すぐには成果は目に見える形で出ないのに、しかしやらなければならない。やらなければならない

ないけれども、コストや手間がえらいかかる。そうすると、職員のモラルというか士気の間からしても、これは何のために我々やりつつあるのかということを確認にしないとなかなかかわいそうところありますよね。幹部は何か抽象的なことを言うけれども、部下は、部長だからそう言えるんです、おれたち下でやっている人間はそうはいかないんだよという、そうなっちゃうから、これは先行きこういういいことがあるんだという参画と協働あるいは情報公開の中長期的なメリットというのはやっぱり再定義していかないと、手間ばっかりかかる。参画してくる人はいつも決まった顔ぶれのうるさ方だというふうになってしまう。

多分、私は思うんですけれども、それはだんだんサービスの水準は下げていかなければいけないだろうと。下げていかなければいけないんだけれども、ただ下げるとするのは、それは幾ら何でも冷たいわけだから、それこそ、どこかに集中していかなければいけないわけです。そのための手がかりというのは、ただアンケートをとりやいいとか学識者に聞けばいいとかそういうんじゃなくて、実際に手足を動かしてコミットしてくれる人の皮膚感覚から伝わってくる部分がやっぱり大きいだろうと思うんです。そういうことのために、それが唯一だとは言いませんよ、唯一だとは言わないけれども、だんだんとリソースを限定していかなければならないときにはそういう、参画し協働してくれている人たちの感覚を直接に知るということでやっていくしかないから、やっぱり参画と協働の意味がある。役所的にですよ。住民の側からはいわば一種の主権者として参加するんだから、それはそれでいいんだけれども、役所的にはそういう意味があるんじゃないかなと。つまり、もうすぐ基金も底が見えてくるわけです。そういう不吉なことを言っちゃだめだけれども、だんだんと米びつの底がすかさずかしてきたとなれば、やっぱりどうしたってスクラップしていかなければいけないんじゃないですか、事業を。そう遠い先の話じゃないですよ、どう考えても。そのときにどうやって住民の皆さんに納得してもらえるようなスクラップができるかというのはやっぱり参画と協働の重要な意味なんじゃないかななんてちょっと思います。

今のところおっしゃるところの納税者はいいのよ、南部の富裕なサラリーマンは。都心にいて働いて、夜遅く帰ってきて寝ているだけなんだから。それはある意味では役所にとってはとっても楽なんです。黙って金だけ払ってくれる人がたくさんいるという、それはとてもいい。仕送りしているお父さんと同じなんだからとてもいいんだけれども、それもいつまで続くかね。

- 委員　今まで貯金していたつもりなんだけれども、そろそろおろしたいんだけどという
ような。
- 委員　そうだとすると、もう一つ、参画・協働の範囲として広めなければいけないのは
企業でしょうね。全く納税者なんだから。何も大企業だけじゃなく、地場の企業も含めて、
その企業というのがまた、企業に勤めている人あるいは契約している人が、個人として参
画・協働していただくのはもちろんいいんだけど、企業という単位もやっぱり僕は重
要なんじゃないかという気がします。企業にい続けてもらわないと困るじゃないですか。
とても困りますよ。というようなことがあるんじゃないかなと思う。だからやらなければ
いけないんだけど、なかなか手間もかかる話だな。
- 委員　評価結果をこれから書いて提出するんですけども、予告的に言えば、この施策
の特徴は、この2枚目の22年度と23年度が内容が違うということ。
- 委員　そうね。
- 委員　ほかのは軒並み同じことが書いてあるんですけども、ここはさすがにコピーに
なっていないです。
- 委員　そう、コピーになっていない。それは言えます。
- 委員　実際、指標の128番とかも増えているし、ほかはちょっとわからないんですけど
も、新しいこととか、7年前の、2年前に書かれている5年前から現在までと今書かれて
いる5年前から現在までが違っているということそのものがその進捗をあらわしている
という評価ができると思うので、予告的に言えば、全然だめだねという評価にはならないと
思います。
- 委員　いや、そこは、僕はすごくまじめにやっていると思う。
- 委員　ただ、要はここから先この指標を飛躍的に伸ばしていこうとするならば、5年で
伸ばせという話じゃないんですけども、10年、15年かけて伸ばしていこうとするならば、
やっぱり基本的なシステムというか、自治とか参加とか協働とかのOSというか、その基
本システムは一体何なのかというところをつくっていったほうがいいんじゃないかなと思
う。それをつくっていかないと疲れるだけじゃないかなと思う。僕も役人やっていました
から思いますけれども、僕は、協働というのはやったけれども、市民参加というものをほ
とんどやらなかったんです、意図的に。疲れるだけだから。
- 委員　そうね。それはわかるな。一つのわりきりとしてはあると思う。
- 委員　だから、参画とか自治とか、自治基本条例つくれと言われても、つくらないと突

っぱねたんですよ。いや、そんなもの要らないと。そういう状況にないと。この財政難のときに自治なんて、参加なんていって、そんな時間のかかることやっていたら市政はとてもし動かない、だから自治基本条例なんかつくらないって、そうやって僕本会議で答弁したんです。

○委員 それはいいと思います。

○委員 だけれども協働はしてもらいますと。でも、それは無理がありますよね。理屈に合わない。理に合わない。自分で反省すれば、やっぱり柱がないんです。どういう自治を目指すかという柱がなく、いわば口ぶりと迫力だけでぐうの音も言わせなかつただけの話で、やっぱりよくないです。

○委員 役人にはよくある話なんだけれども、とてもまじめに取り組んでいるんだけれども、まじめなだけなんじゃんというね、それはまああることなんです。それを自己目的化しちやってね。

○委員 参画と協働というのの目的というのがどこかみみたいな議論がずっと出てきたりしているようなところがありますが、平成17年に総務省の自治行政局が新行革指針で新しい公共をやりなさいよと言ってから5年たったわけです。そろそろこういう参画と協働というのが、住民の人の満足度を上げるためにあえて面倒くさいことをやるというのではなくて、うまく住民団体、企業がとりこぼすようなところを、普通の住民ではなくて、ちょっと専門的なこともやりたいと思っている公共的なマインドのある人たちに任せることで、自分たちでやるよりうまくいくところをちゃんと見つけてやっていく段階にならずにちゃいけないという気がするわけです。全部じゃなくていいですけども、例えば引きこもりの青少年を何とかするみたいな部分というのは福祉からも医療からも労働行政からもこぼれる部分で、役所の職員が一人一人、18歳とか20歳ぐらいで引きこもっているような人のところに行けるかという、もう大人なんだから行けないですよ。ですから、そういうところを専門的にやっているNPOって、一番受け持ちとして明確なので、もう全国でも育っているわけですよ、その専門的なNPOが幾つもある。そういうところをちゃんと選択的に使っていくような考え方はもうそろそろ持たれたほうがいいかなという気がします。ちょっとこういうレベルで表に出てくる話じゃないんですけども。

○委員 それはそうじゃありません？ ここはやっぱり都心の区のありがたいところで、非常に知識水準というか知識経験の水準の高い人がいっぱいいるわけです。そういう人は何か世の中のためになりたい、なりたくないという人もいるけれども、なりたくないと思って

いる人も少なくないから、そういう人々のエクスパティーズを、官でも民でも完全に純化しない、その際みたいなところを、それは役所が完全にやるわけにもいかないし、企業がやり切ることもできない、そういうところを半官半民みたいなね、そういうエクスパティーズのある人にやっていただくというのは私は参画・協働というのものの大きな意味だろうと思います。それは新しい公共という言葉を使うかどうかは別だけれども、それはやっぱりやり切らないですよ、従前型の役場でも従前型の企業でも。

ずっと当たり前だと思っているから気づかないだろうけれども、それはやっぱり田舎の40万都市とは全然違うんです。田舎の40万都市というのは40万いるだけで、実は限界集落がいっぱいあるんだから。ないでしょう、江東区は今のところは、限界集落。今のところまだなくて、お祭りのおかぐらもできませんとか、そうはなっていないというのは、それは、等しく40万都市といったって、条件はほかのところと比べると格段に恵まれているわけです。その恵まれている資源を、あるうちにやっぱり使って道筋をつけていかなければならないだろうと思うんです。

○委員 今、委員がご指摘のところをヒントに、聞こうかどうか迷っていたことを聞きたいんですけども、区民との協働や国・都との役割分担が適切かという項目をどう埋めようかなと思っていて、ちょっと該当しないと一回書きかけて、思っていたんですけども、東京都区部だからわからないんですけども、国とか都とかが、市民活動とかNPOだとか企業も含めての自主的な活動に対して支援しますよという助成事業って山ほどあると思うんです。少なくともその辺の市町村を対象にしているものは山ほどあるわけです。区に対してってあまりないんですか。というか、ありますよね。総務省の自治行政局は区を対象にしているかというのはわからないけれども、何とか省とかだったら。経産省だとか。農水省はないかもしれないけれども、ありますよね。

○関係職員 国が区に対して。

○委員 住民に対して。

○関係職員 国から住民に直接。

○委員 はい。手続的には区役所を通るとかいうのはあるけれども。

○委員 例えば、厚労省が引きこもり支援の事業で、サポートステーションみたいなのをNPOがやるときに補助金出しています。それは特別区が対象になります。

○委員 それはどういうルートで金出しているんですか。直にNPOに出すわけじゃないでしょう。

○委員 直に出ます。少なくとも引きこもりのことに関しては厚労省から直に出ます。いっぱいあるんですよ、いろいろ。お聞きしたかったのは、さまざまな情報を公開しますということなので。しかも役立つ情報でしょう。国とか都とか、省庁に限らず、各財団法人とか、国の外郭の。例えば地域活性化センターだとかに、いろいろな助成事業があります。そういう情報って、特別区が対象になっていれば必ず区役所には来ているはずなんです。ところが、東京都の担当が怠けていると区役所にぎりぎりまで来なかったりすることもあるし、もっと言うと、区役所が怠けていると、住民に届いたときには締め切りはあさってだみたいなことだってあり得るんです。そういう情報の管理ってどうなっていますか。国経由あるいは都経由で来る住民に知らせなければいけない公募事業のたぐい。そういう情報って区民にちゃんと伝わっているんですか。一時的な責任者じゃないと思いますけれども。役割分担のところで聞きたいと思ったんですけれども。

○関係職員 多分そういう情報は、所管に直接来る場合、あとは企画課を経由する場合もあると思うんですけれども、いずれにしろ、その所管なりの考えで、区民周知というんですか。それが全体の区民であるか特定の区民であるかわかりませんが、そういう周知はされているとは思いますが。そこは把握はしていない。

○委員 それがものすごく行き渡っていないということが僕昔わかって、結局、財政課に来る情報もあれば企画課に来る情報もあって、いわゆる本社部門だってそうだったんです。それでとにかく全部企画課に一回必ず回せと。デリバリー先はこっちで決めるというふうにしたんです。多分日に何十もあるんですけれども、そうしないと市民に行き渡らないんです。実は商工観光課が握りつぶしているというのがあって。活動させると面倒くさいから。応募があると面倒くさいことになるから握りつぶしているということだって実はあるんです。多分江東区はないと思いますけれども。締め切りが今ものすごく早いんです、国なんかの募集でも。応募期間が2週間しかないとかってというのが結構あるので、ものすごくスピーディーに区民に渡していかないと間に合わないんです。

○関係職員 ただ、もしそういう観点だとすると、一回企画課を通すよりも、直接やったほうがスピーディーはスピーディー、後から情報を集めることはできると思いますけれども、その辺はあるのかなと。

○委員 そうですね。そのときは、都に対してとか各関係機関にすべて企画課に送ってくださいというふうにして、やったんです。

○関係職員 それが現実的にできるかどうかというのは検討してみないとわかりませんけ

れども。

- 委員　　そういう情報がどれぐらいあるかもわからないし、特別区の場合は。
- 関係職員　　現実的にはやっぱり事業課に行っていますよね。
- 関係職員　　事業課の下にある区民に、おつき合いがある団体といいますか、そういったところに直結して多分情報が伝わると思うんです。例えば、私のところは町会がありますので、東京都が区を経由しないで直接町会を補助するというのがあるんですけども、それは必ず私どもは町会の連合体の組織がありますから、そこに情報を流して末端まで伝えるんですけども、おつき合いがないといいますか、そういった組織がないエリアというのもあると思うんです。そうすると、役所からそこにどうやって情報を流していくかということになる。情報の流し手がないという分野、特に新しい分野だとあるかもしれない。
- 委員　　だから、それはやっぱり培養するしかないですよ、難しいけれども。大体区報なんかすぐ燃えるごみに行っちゃうんだから。あれは見てやしないんだから。だから、団体経由でなければ有効な情報の伝達はないですよ、現実には。それはやっぱり、参画と協働というのなら、そういう手持ちのこまを増やしていかないとそれはできないことは確かです。それは大変な手間がかかるからそうそうできることじゃないと思う。
- 委員　　多分世田谷だ杉並だで何だかんだと区民活動と称する活動が活発になるのは、かなり都の金とか国の金使っていますよ。補助金を受けていますよ。それは、手早く情報を察知して住民の団体であるとか住民のグループであるとかに情報を出して、さっさと応募しろと、ぱっと都のほうに言ってちょっと待ってもらって、即日決裁で持ち回りでぱんといかせればとかってきつとやっているんですよ。そうじゃないとあんなに増えないでしょう。
- 委員　　今、NPOで、自前である程度お金がちゃんと回っているという、自立しているNPOってどうして成立しているんでしょうみたいなことをテーマにして調べるということをたまたまやっているんですけども、結論としては、自立しているという有名な団体でも、ふたをあけてみると、4割は自主事業の収入を持っていて、6割は補助金。100%補助漬じゃないというだけなんですよ、実際には。だとすると、ここを上手に使うというのが、公益的なことをやっている以上、営利じゃないので収益力は弱いわけですから、やっぱりベースとしては絶対必要だということなんです。ですから、ここを上手にやれるような、それこそ育成とかサポートをしてあげないと永久に多分育たないんですよ、そういうものって。育ったらそれは多分営利の、普通のビジネスとして企業化していくん

でしょうから。ですから、その部分は、自然に育っていくのが本来あるべき姿だと思っ
ていても多分だめなんです。だから、委員がおっしゃったようなことというのは、行政の
責任としてやってあげたほうがいいという気がしますけれども。

○委員 すみません、ちょっと全然違う話で。

○班長 どうぞ。

○委員 後で一応単純に点検していただきたいということだけなんです。この場ではそう
いう問題提起だけさせていただくんですけれども、この施策の事業費がざっくり3億5,00
0万ぐらいですね。そのうちの3億は区報とCATVです。大体同じぐらいなんです。三浦
市ってCATVってありました？

○委員 ないです。

○委員 市報はございますよね。日本の自治体で区報とか市報とかないところはないと思
うんです。これはとりあえずやっぱりあったほうがいいという評価があって、なくなると
ちょっと困る何かがあるんですね。インターネットを見られないおばあちゃんとかもいる
わけだと。だけれども、現実にはCATVがない神奈川県三浦市では何ら不都合が起こって
いないということを考えると、区報と同じだけのコストをかけているCATVが、そのコ
ストに見合うだけの効果をちゃんと上げているかどうかの点検は区としてはやっぱり必要
なことだと思います。

○関係職員 区の情報の80%を区報で知っているというアンケートの結果があります。

○委員 ですから、区報に関してはやっぱりそうなんだろうと思うんです。ですので、区
報と同じだけのコストをかけて週4番組CATVの番組を持っていらっしやると。それが
区報でカバーできないところ、強いインパクトがあって、かつCATVじゃないと表現で
きない部分が表現できているというようなチェックを継続的にしていくと。間違っても特
別区は大体持っているところが多いしなみたいなことで何となく続けられるのはまずいと
いう。今、江東区さんがそういう状況にあるみたいだみたいなことを言っているんじゃな
いんです。そういう点検をしてくださいねということだけ申し上げておきたいと思います。

○委員 あれ、はやったんだよね、一時期、CATV。

○委員 はやったというか、CATVの普及を進めていくために負担を求められた。

○委員 求められた、何かやれと。

○委員 三浦だって、CATVじゃないけれども、テレビ神奈川の出資負担金はもちろん
ありますよ。

- 委員 総務省からね。総務省って、自治のほうの総務省じゃなくて、要するにテレビ屋のほうの総務省が一時随分その音頭をとっていたんです。
- 委員 難視聴地域があるわけじゃないですからね。区内には難視聴地域がないから別に。
- 関係職員 電波障害はもともと。
- 委員 それは高いビルがあるからでしょう。
- 委員 デジタル放送を前提に考えれば解消はされているんだから、有線ケーブルじゃなければいけないという放送上の合理性はないですよ。
- 委員 ない。それはないと思います。
- 班長 何かありませんか、最後に。いいですか。じゃ、これぐらいにしましょうか。随分好き勝手なこと言わせていただいて。どうも皆さんご苦勞様でした。ありがとうございます。
- 事務局 すみません、お手元の外部評価シートでございますけれども、8月3日までにまたメールのほうでよろしく願いいたします。あと、謝礼金の請求書はお手元に置いておいていただくということで、今回は8月の7日、今度は小委員会という形になります。
- あと、次は、8月7日は7階じゃなくて防災センター2階、21会議室になりますのでお間違いのないようお願いしたいと思います。以上でございます。
- 班長 どうもありがとうございました。

— 了 —